建築確認等オンラインセミナー

改正迫る!省エネ適判のここが知りたい

~対象建築物、評価方法のおさらい~

~完了時の省エネ提出書類って何?~

令和7年2月27日(木)





□ 対象建築物、評価方法のおさらい

□ 完了時の省エネ提出書類って何?

□ 仕様基準に基づく仕様表作成ツールについて



対象建築物、評価方法のおさらい





省エネ基準適合義務制度 〜対象建築物等〜

◆審査対象外(省エネ適判対象外)

◆平屋建てかつ延べ面積200m以下の建築物(新3号建築物) 省エネ基準の審査が省略(省エネ基準への適合義務はあります)

◆増築の場合の省エネ基準適合範囲

◆省エネ基準適合義務制度は、増改築を行う場合にも対象
 「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆるリフォーム)は含まれない
 ◆増改築の場合は、増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要がある



省エネ基準適合義務制度 ~対象建築物等~

◆適用除外

下記に示す建築物は省エネ適判の適用除外となります。(省エネ適判不要)

①10㎡以下の新築・増改築

②居室を有しないことにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物

用途例: 自動車車庫、自転車駐車場、堆肥舎、倉庫又は危険物の貯蔵場のうち常温のもの、 変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又は バルブステーション、道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設等 畜舎、水産物の養殖場又は増殖場等で常温のもの 公共用歩廊



- ・確認申請書第4面が全てその用途であった場合適用除外となる
- ・上記用途は空調がない場合対象外となる(空調ありの場合 適判要) 例:常温倉庫=適用除外 定温倉庫(空調あり)=適判必要

省エネ基準適合義務制度 〜対象建築物等〜

◆適用除外

下記に示す建築物は省エネ適判の適用除外となります。(省エネ適判不要)

③高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない用途に供する建築物 以下の用途に該当し、なおかつ高い開放性を有するものが該当する

- ●用途例: 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院 その他これらに類する用途
- ●「高い開放性を有するもの」は次のいずれかの要件に該当すること
 - 1) 壁を有しないこと
 - 2) 開放部分のみで構成されていること 開放部分の定義:床面積の1/20以上が開放されていること



③は確認申請書第4面が全てその用途であった場合であって、 高い開放性を有する場合、適用除外となる

省エネ基準適合義務制度 〜対象建築物等〜

◆適用除外

下記に示す建築物は省エネ適判の適用除外となります。(省エネ適判不要)

④歴史的建造物、文化財等

⑤応急仮設建築物(法第85条1項又は2項)、仮設建築物(法第85条2項)、
 仮設興行場等(法第85条6項又は7項)



・②,③は建築確認では無い考え方(常温倉庫など)があるため注意

・③の高い開放性については建具があるとその部分は高い開放性を有する とみなさないため注意(シャッターがある場合開放性なしとみなす)

省エネ基準適合義務制度 ~評価方法のおさらい~ ◆省エネ基準適合を判断する際、評価方法は以下の手法があります。

 住宅
 ①性能基準 (標準計算)
 ②たすき掛け
 ③仕様基準

 非住宅
 ①標準入力法
 ②モデル建物法
 ③モデル建物法

 難易度
 ●
 ●
 ●



□住宅「②たすき掛け」は計算と仕様基準の複合による計算方法
 □住宅「③仕様基準」は省エネ適判不要(確認申請の中で省エネ審査)
 □複合建築物の場合、原則住宅・非住宅どちらの計算も行う必要がある
 (小規模の店舗併用住宅の場合、住宅部分のみの計算でよい緩和規定あり)

省エネ適判の事前申請について

◆新たに省エネ適合義務となる建築物について事前審査を開始します。



□施行日(4月1日)に適合書の交付を受けることが可能 □施行日前に省エネ基準に適合しているか確認できる

省エネ適判の電子申請について

◆省エネ適判について電子申請を開始します。





□前頁の事前申請と併用可能
 □対象建築物は住宅・非住宅問わない
 □対象建築物から外れる建築物については従来通り紙で申請
 □申請方法は確認申請等と同様

完了時の省エネ提出書類って何?





完了検査申請時に添付が必要な図書

◆省エネ適判等(仕様基準含む)が必要な物件については完了検査申請時に 「完了検査申請書」の他に以下の図書の添付が必要となります。

●省エネ基準工事監理報告書

●省エネ軽微な変更説明書

※省エネに係る変更があった場合に限る



・本資料5ページにある計算方法によって添付する様式が異なる
 ・変更内容によって軽微な変更説明書の記載方法が変わる
 (ルートA、B、Cなど建築確認で存在しない考え方がある)

省エネ基準工事監理報告書について

◆省エネ基準工事監理報告書は設計時に選択した評価方法により 以下の様式から選択することになります。





・「住宅 たすき掛け」を選択した場合は 「省エネエ事監理報告書(標準計算)」を添付する

省エネ基準工事監理報告書について(住宅)



の 建て方、居室の構成等



省エネ基準工事監理報告書について(非住宅)



軽微な変更説明書について

◆「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」は 設計時に選択した評価方法により以下の様式から選択することになります。

住宅●省エネ軽微な変更説明書(住宅・仕様基準)●省エネ軽微な変更説明書(住宅・標準計算)

非住宅 [●省エネ軽微な変更説明書



・非住宅の場合 計算方法によらず、全て同じ様式となる

軽微な変更説明書について(住宅仕様)



軽微な変更説明書について(住宅標準計算)

参考様式	住宅計算
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(住宅・標準計算)	Brown
(第一面)	B POINT?
ルートABCどれに該当するのか	・計算によって評価した場合、軽微変更は
確認の上チェックする	・ルートA(性能向上)
申請者氏名	・ルートB (性能一部低下)
申請に係る建築物の建築物エネルシー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー	
変更の内容を報告します。	のいりれかとなる
 (1) 建築物等の名称 	
(2) 建築物等の所な地	※ルートCに該当りる場合、用計算を
(3) 省エネ適分判定年月日・番号	行った上で省エネ適判を申請する
(4) 変更了內容	必要がある
□A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更	
□B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
UC 再計算によって基準適合が明らかな変更(建築物の用途や計算方法の変更を除く。)	・ルートAXはBに該当9る场合、
(5) 備 考	第二面又は第三面も記載する必要がある

m

軽微な変更説明書について(住宅標準計算)

◆住宅標準計算の軽微変更のルートの具体的な内容

- ★次のイから二のいずれかの変更(性能向上又は性能に影響しない変更) イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更(外皮面積が変わらない場合に限る。) 又は開口部面積が増加しない変更 ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 八 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。) 二 エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ルートB 注意 当初の設計値が基準値に対し ★イ又はロの変更(イ、ロ併用はNG)(一定の範囲内の性能低下) 10%以上少ないものに限る イ床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ 10%を超えない増減。 口外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱胃流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の 0.9 倍以下の場合に、 次の(イ)から(二)のいずれか(同時に二以上の変更を行う場合を除く。)に該当し、これ以外の事項についてエネルギー 消費性能が低下しない変更。 (イ)開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 (ロ)変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくは その両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
 - (八)変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下 する変更
 - (二)基礎断熱の基礎形状等の変更



住宅計算

軽微な変更説明書について(住宅標準計算)

◆住宅標準計算の軽微変更のルートの具体的な内容

● ルートC <u>★A,Bに該当しない変更(再計算を行う必要がある)</u>

<u>省エネ適判の軽微変更の申請が必要</u> (建築確認でいう、計画変更のような手続きとなる)

◆住宅標準計算の計画変更に該当する内容

上記軽微変更に該当しない場合、省エネ上の計画変更に該当する (建築確認でいう、取り下げ再申請のような手続きとなる)

イ建築物の用途の変更

ロ【外皮】標準計算から【外皮】仕様基準への変更(その逆も同様)

八【設備】標準計算から【設備】仕様基準への変更(その逆も同様)



- ・再計算なしで判断できる内容は【ルートA又はB】に該当する(適判不要)
- ・再計算するような内容は【ルートC】に該当する(適判必要)
- ・計算方法を変更など根本的な変更は省エネ上【計画変更】に該当する(適判必要)
- ・【ルートB】は当初の設計値が基準値に対し10%削減された設計でないと使えない







軽微な変更説明書について (非住宅)

◆非住宅の軽微変更のルートの具体的な内容

- ルートA (性能向上又は性能に影響しない変更)
- ルートB<u>(一定の範囲内の性能低下)</u>-
- ルートC (再計算により基準適合が明らかな変更)

●ルートの判断について

- ◆下記の手順にて確認する。
- ①変更に伴う再計算を行う
- ②その計算データを「軽微な変更用の確認シート」に入力する ※変更前の計算データも入力する
- ③上記シートと「軽微な変更の対象範囲について(各ルート判定一覧表)」を見比べどのルートになるか判断する ※入力の仕方については、「軽微な変更の判断の仕方について」を参照のこと

上記資料の場所

- ◆「軽微な変更用の確認シート」、「軽微な変更の判断の仕方について」 https://building.lowenergy.jp/program
- ◆軽微な変更の対象範囲について(各ルート判定一覧表) https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/29.html

※ルートAについては照明の消費電力が低下するなど計算せずに確認できる内容であれば上記確認は不要





軽微な変更説明書について (非住宅)

◆非住宅のルートCに該当する場合

<u>省エネ適判の軽微変更の申請が必要</u> (建築確認でいう、計画変更のような手続きとなる)

◆非住宅の計画変更に該当する場合

<u>省エネ適判を取り直す必要がある</u>

(建築確認でいう、取り下げ再申請のような手続きとなる)

以下の内容が省エネ適判の計画変更に該当する

- イ 建築物の用途の変更
- ロ 計算方法の変更(モデル建物法から標準入力法への変更など)
- ハ モデル建物法のモデルの変更(シティホテルからビジネスホテルなど)
- ニ 計算方法の変更(BEST省エネ基準対応ツールから標準入力法への変更など)



- ・再計算なしで判断できる内容は【ルートA又はB】に該当する(適判不要)
- ・再計算するような内容は【ルートC】に該当する(適判必要)
- ・計算方法を変更など根本的な変更は省エネ上【計画変更】に該当する(適判必要)
- ・【ルートB】は当初の設計値が基準値に対し10%削減された設計でないと使えない



仕様基準に基づく 仕様表作成ツールについて





確認申請等に添付する図書として「仕様表」を作成する必要がありますが、 国交省にて「仕様表作成ツール」を公開しておりますので参考としてお使い ください。(使用は任意)

仕様基準に基づく仕様表作成ツールのメリット

◆ツールに入力するだけで建築確認に添付できる仕様表が作成できる ◆熱伝導率を入力しなくても熱抵抗を算出できる ◆設備も含め、仕様基準に適合しているかどうか確認できる



自身で仕様表を作成する場合であっても **DOINT!** このツールを活用すれば 仕様基準に適合しているかセルフチェックが可能

●仕様基準に基づく仕様表作成ツールの場所●



A 最初に入力してください 基本情報	服 B 仕様入力	シート 1234地域	B 仕様入力シート	567地域	B 仕様入力シート 8 地域	C 仕様表(仕様基準)	
◆基本情報タブ	基本性	青報					
建築士名、建物名称		申請する建築士名:	記入日(西暦):	1 8 10 5			
など基本項目を入力	会社名:	建築太郎建築設計事	2025 年 務所		1		
y 'Q	事務所登録:	一級建築士事務所 宮	宮城県知事登録 第	§0000000	号		
	建築士番号:	-級建築士 国土交通	通大臣登録 第00	00000号			
Browt	建設地:	都道府県: 宮城県 市町村:					
G POINT?	地域の区分	^{仙台市}					
地域区分の選択に 注意			いートにな動		建設地の地域	こ応じたシートに移動します	
		山你入力:	ノートに や 動		下のシート名(:	シートタブ)をクリックしても	ノートの移動は可能です

◆仕様入力タブ (断熱) 断熱仕様を入力 する



断熱性能は 仕様と厚さを選ぶ だけで熱抵抗値を 算出できる

A 最初に入力してください 基本	情報 B 仕様入力>	/-ト 123	4地域	B 仕様入力	シート 567地域 B	仕様入力シ	一卜 8 地域	C仕様	表(仕様基注	隼)	
入力タブ 熟)	5 · 6 · 7	地域	仕様ノ	、カシ-	-ト	地域の区分	5	地域		道道	
様を入力		熱抵抗R①断熱部位の	② 熟抵抗R	3 ###73	御	(5) 秋 二 道家	6	⑦ 計算結果出力	熱	抵抗	海不均均
	屋根	該当チェック 該当部位なし	入力方法	朝級工法		λ[w(/m·κ)]	[mm]	熱抵抗 R[mł·K / W]	設計値 R[ml·K / W]	基準値 R[mł·K / W]	該当部位なし
DINT!	天井	断熱部位	断熱材の種類 から入力	帕祖充填	吹込み用グラスウール断熱材 LFGW1852	0.052	250	4.8	4.8	≧ 4.0	適合
	壁		断熱材の種類 から入力	輪組充填	グラスウール断熱材 高性能品 HG16-38	0.038	100	2.6	2.6	≧ 2.2	適合
能は	床 外気に接する部分 ^{※1}	断熱部位	断熱材の種類 から入力	輸組充填	フェノールフォーム断熱材 1種 2号C I、C II	0.020	80	4.0	4.0	≧ 3.3	適合
厚さて迭い 熱低台店を	床 その他の部分	断熱部位	断熱材の種類 から入力	輪組充填	グラスウール断熱材 高性能品 HG16-38	0.038	100	2.6	2.6	≧ 2.2	適合
お出が過せる	土間床等の外周部分の 基礎壁 (外気に接する部分) ^{※2}	斷熱部位	断熱材の種類 から入力	内断熱、外断熱 または両側断 熱	押出法ポリスチレンフォーム断 熱材 3種bA	0.028	50	1.7	1.7	≧ 1.7	適合
5	土間床等の外周部分の 基礎壁 (その他の部分) ^{※2}	断熱部位	断熱材の種類 から入力	内断熱、外断熱 または両側断 熱	押出法ポリスチレンフォーム断 熱材 3種bA	0.028	20	0.7	0.7	≧ 0 <mark>.</mark> 5	適合

A 最初に入力してください 基本情報 B 仕様入力シート 1234地域 B 仕様入力シート 567地域 B 仕様入力シート 8地域

◆仕様入力タブ
 (窓・ドア)
 開口部仕様を入力
 する



窓・ドア性能は <mark>仕様</mark>を選ぶだけで OK

· 6 · '	7 地域 仕様	入力シ	ノート		地域の国	区分 5	地域						省工者	構成	
窓の 熱貫流 日射遮	i率U と i蔽対策							-							
都位	日射速鼓対策	① 該当窓の有無	② 窓の 入力方法	③ 建具の仕様		④ ガラスの仕様		⑤ 中空暦の仕様		熱質流率		日射熱取得率		遺香花	
										設計値 U[w/(mf-K)]	基準値 U[w/(mf·K)]	設計値 77[]	基準値 77[]		
	有効なひさし、軒等 ⁸⁵ 、 付既部材 ⁸⁶ が ある所に設置する窓	なし												該当窓	
窓 #384	有効なひさし、 熱質流率 U が 新等 ⁸⁵ 、 は認知は ⁵ 045	あり	建具とガラスの 組み合わせか ら入力	スの か 製建具		^に 二層複層ガラス Low E		ガスの封入されていない 9 m以 上		2.9	≦ 4.7	0.51	≦ 0.59	遺合	
	行馬部村 ない所に設置 する窓 勝取得率ndが 最大の窓	あり	建具とガラスの 組み合わせか ら入力	股脂 又は木 と金属の 製建具	築合材料	二層複磨ガラス Low E	ガスの 上	射入されていない 9 ml	山射取得型	2.9	≦ 4.7	0.51	≦ 0.59	遺	
ドアの執貫法	5811														
新放	0 F70	②		3 戸の仕様	ガラスの	④ 2011楼•中空屋の仕楼	⑤ 直接入力		⑥ 備考			賣總	危 率		
ETP for	入力方法						熱黄流率 U[W/(㎡·K)]	 ② ドアの) 製品カタログやホー 注:『自己適合 	入力方法 「直接 ムページ、自己適 宣言書と同附属	入力」の場合 合宣言附属書の 書』を添付するこ	DN&を記入 こと	設計値 U[w/(mf·K)]	基準值 U[W/(mf•K)]		
1177	枠と戸の組み	ar 18-4	金鐵製斷熱	フラッシュ構造ドア	二層複磨力	ガラス ガスの封入さ								-	

29

C 什様表(什様基準)

◆仕様入力タブ
 (設備)
 設備仕様を入力する

A 最初に入力してください 基ス

B POINT!

記載以外の設備は 仕様基準適用外と なる

5•6•7I	也域	仕様入力シ	ノート	地域の区分	5 _{地域}	_	適合
3 設備機器の	仕様						
		住戸全体を暖房	ダクト式セン	トラル空調機で、ヒートポンプ	を熱源とするもの		
		居室のみを暖房					
		【主たる鹿	『室】 ロ	パネルラジエーターで以下の	のいずれかを熱源とし、カ	つ配管に断熱被覆が	があるもの
				①~③のいずれかを選択			
				口 ① 石油潜熱回	収型温水暖房機【エコフ	7ィール】の熱効率8	7.8% 以上のもの
				ロ ② ガス潜熱回	収型温水暖房機(エコジ	ジョーズ】の熱効率8	2.5% 以上のもの
				0 3 電気ヒート	ポンプ温水暖房機(フロ	ン系冷媒に限る)	
暖房設備				ルームエアコンディショナー	で、エネルギー消費効率の	の区分が(い)又は((ろ)のもの
		0		暖房設備機器または放熱器を	を設置しない(入居者設置	置など完了検査時点	で設置が行われない)
右記のいずれかを選択		【その他の	居室】	パネルラジエーターで以下の)いずれかを熱源とし、カ	いつ配管に断熱被覆が	があるもの
				①~③のいずれかを選択			
				口 ① 石油潜熱回	収型温水暖房機【エコフ	7ィール】の熱効率8	7.8% 以上のもの
				ロ ② ガス潜熱回	収型温水暖房機【エコジ	ジョーズ】の熱効率8	2.5% 以上のもの
				ロ ③ 電気ヒート	ポンプ温水暖房機(フロ	ン系冷媒に限る)	
				ルームエアコンディショナー	で、エネルギー消費効率の	の区分が(い)又は(ろ)のもの
				暖房設備機器または放熱器を	を設置しない(入居者設置	置など完了検査時点	で設置が行われない)

◆仕様入力タブ
 (設備)
 設備仕様を入力する

A 最初に入力してください 基本情報



記載以外の設備は 仕様基準適用外と なる

$5 \cdot 6 \cdot 7$	地域	仕様入力シート	地域の区分 5	省工名基準通行								
				適合								
3 設備機器	の仕様											
		住戸全体を冷房 ダクト式セン	ットラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの									
	0	居室のみを冷房	目 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日									
		【主たる居室】 ロ	ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い)又は	(ろ)のもの								
冷房設備 も200いずれかを選択			冷房設備機器を設置しない									
		【その他の居室】	ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い)又は	(ろ)のもの								
			冷房設備機器を設置しない									
		設置しない(入居者設置など完了検査部	特点で設置が行われない)									
	備考											
		比消費電力(熱交換換気設備を採用す	る場合にあっては比消費電力を有効換気量率で除した値)が0.3[W/(m/h)]以下の換気設備								
		ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)	で、ダクト内径が75mm以上で、かつDC モーター(直流)のもの									
換気設備		ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で	で、ダクト内径が75mm以上のもの									
CLICON OF CLIP WIREN		壁付け式第二種 又は 第三種換気設備	のもの									
	備考											
		石油給湯機【エコフィール含む】のモー	ド熱効率 77.8% 以上のもの									
		ガス給湯機【エコジョーズ含む】のモー	「熱効率 78.2% 以上のもの									
給湯設備		電気ヒートボンプ給湯機【エコキュート】										
ETOD CALID-FIER		設置しない(入居者設置など完了検査部	特点で設置が行われない)									
	備考											
		非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍	七灯を設置している									
	10.5											
照明設備 (非居室の仕様)		設置しない(入居者設置など完了検査	時点で設置が行われない)									

A 最初に入力してください 基本情報

B 仕様入力シート 1234地域 B 仕様入力シート 567地域 B 仕様入力シート 8地域 C 仕様表(仕様基準)





確認申請の添付図書 として活用可能

仕様	長オ	造戸建	て住宅(仕様基準	犨)	建築物省工ネ法等	第10条に基づ	づく省エネ基準	適合義務	に関する	5事項						1011110
基本情	46							1225									
申請する建築士名 建築大郎			紀入日	2025年1月10)E			会社名	建築大部建	英設計事務 (fi						
3	非防刑	数绿	一級建築士事	地所 密城县	県知事登録 第000000	00月 建築士番号	一級建築士 国土	:交通大臣登録 第0	000000号		物件名	00 (883)	新築工事				
3	地域の川	区分	5地域			建設地	宮城県 仙台	康									
外皮基	準:断	熱仕様															
		靜位		断州工法		新知材		(輝ご[mm]	熱抵抗し	rl+K/W] 基準值	-				偏考		
		屋根		-	ë.			-	-	-	統当部位な	μ.					
		天井		輸租充填	吹込み用グラスウール側	(熱材 LFGW1852		250	4.8	4.0	-						
		缏		釉褪充填	グラスウール新熱材 高橋	生能品HG16-38		100	2.6	2.2	-						
a	2 Î	外気に接	する部分	釉粗充填	フェノールフォーム新務	材 1種2号C I、C II		80	4.0	3.3	-						
28	۶	その他	の他の部分: 輸組充填 グラスウ		グラスウール断熱材 高橋	性能品HG16-38		100	2.6	2.2	-						
土開床	等の	外気に排	ける部分	/	押出法ポリスチレンフォ	ーム新部村 3種bA		50	1.7	1.7	-						
「高田	壁	その他	の部分	/	押出法ポリスチレンフォ	ーム新新村 3種bA		20	0.7	0,5	-						
外皮基	準:窓			14K. 2													
8	部位・地域・窓の設置場所		影場所	1 3	建具の仕様	土様 ガラスの仕様		層の仕様	日射取得	熱費流率 3031-68	[W/(mf+K3]	日射熱日 1031445	(得率[-]	Ĩ.		保考	
	1~4 地域	-			-	-		\sim	-	-	\sim	/	2				
-		有効ないである所に	とし、軒等が 設置する窓	-		a 2				-	-			観光客なし			
105	5~-8 地域	有効なひさし、新等が	熱質流率U が最大	資素率U 根語 又は木 と金属の 観大 具		二層接着ガラス Low E	ガスの射入されて	CUGU 9 mille	日射取得型	2.9	4,7	0.51	0.59	-			
-		ない所に設置する意	日射熱取得 率ndが最大	樹脂 又は木 具	と金属の複合材料製建	二層接着ガラス Low E	ガスの封入されて	TUGU 9 mille	日射取得型	2.9	4.7	0.51	0.59	-			
外皮基	#:ド	P															
		部位		枠の	仕様	声の仕様	ガラスの仕様・中空層の仕様					第二百年(1) 第25十6日	W/(ml-K)] 基準值			偏考	
		ドア		全國影响這	新構造 金属製新熱 ラスあり	フラッシュ構造 ドア内ガ	二層復層ガラス)	ガスの封入されてい	ない中空間厚	聞わない		2.9	4.7	-			
一次工	ネエル	ギー消費	量基準:設備	幕仕様													
	ž	対備の種類				設備機器の仕様									供考		
	B	反房設備		电用	方式 設置しない 査時点で設	(入居者設置など売了検 置が行われない)	設備仕様 -							-			
)	令房設備		冷雨	方式 設置しない 査時点で設	(入居者設置など完了検 置が行われない)	20個化#							8			
	1	奥気設備		換気2	ち式等 壁付け式第	二種 又は 第三種換気設備	のもの										
		合湯設備		細胞の種	「類、効率 電気ヒート」	ポンプ絵島機【エコキュート	1										
	J	限明設備		廠明設備	第四種類 非国家の金	ての照明に、LED 又は Ց	光灯を設置してい	15									







ご清聴ありがとうございました

